

浦和学院高等学校 学校いじめ防止基本方針(2025)

はじめに

本校教職員は、生徒が安心して安全に学校生活を過ごせるように、いじめのない健全な環境作りを目指さなければならない。生徒一人一人は違う個性を持ち、誰一人同じ者はいない。よって、考え方や行動の不一致は必ずあり、ともすれば「いじめ」に発展する可能性がある。このことを認識し、「いじめはある」ものと心得なければならない。「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめの対処」は、一人の教職員、一つの学年、一つの部署で行うものでなく、全教職員が協働で取り組むことである。

1. いじめの定義

いじめは重大な人権問題である。何をされたかだけでなく、当事者がされたことで肉体的（叩く、押す、蹴る、殴る、物をぶつけるなど）、精神的（悪口、無視、近寄らないなど）にどう感じているかで決まる。嫌がることを繰り返し数日にわたって行ったり、一人の者に数人で威圧する行為はいじめである。

良好な友人関係が確立されていない中で起こるいじめ、仲の良さそうなグループの中で、じゃれあいや冗談がエスカレートしたいじめ、インターネット上におけるいじめ、友人関係が確立されていれば許されることでも確立されていなければいじめとなる。多種多様である。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策法」より)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学省のいじめに関する調査の様態例より)

2. いじめの防止

いじめの問題は一人の教員が抱え込むものではなく、教職員が一丸となって対応する問題である。いじめほどの生徒にも起こりうる、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうる事実を踏まえ、いじめの態様・特質・原因・背景・指導上の留意点などを、平素より教職員全体へ周知し、研修を積み共通理解を図ることが必要である。また、生徒に対しては、授業やHR活動、部活動、委員会活動を通じて、道徳教育や人権教育を充実させることである。具体的には、自分の存在と他人の存在を等しく認めることや自他の考えに相違があっても、違いを認め合いながら調整し解決していける力や自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断できる力を育てることである。

①いじめを許さない学校の雰囲気作り

大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こっていると考えざるをえない。とすれば、例え問題行動を起こした生徒を指導しているときであれ、教職員同士の仕事の話であれ、人格を否定したり、蔑んだり、罵倒する言動は慎むべきである。

②職員研修とカンファレンス

本校のいじめ防止基本方針のもと、生徒にとって安心で安全な教育環境を維持するとともに、万が一いじめが起こってしまった場合にも、その時のベストの対処ができるように検証・研修を重ねる必要がある。また、年度当初4月の職員会議の他、年度に1回全教職員に向けて「学校いじめ防止基本方針」はもちろん、いじめの「重大事態」とは何か、またその対処について研修を行うこととする。

③クラス経営

断固たる「いじめは絶対に許さない」の考えを生徒に示す。いじめの予防で大切なのは、何も起こっていないときの指導である。新聞や本、「浦学の時間」や「吾道」などを題材に道徳教育や人権教育につながる話をし、意見を聞く。日常の授業やHR活動において、気になる言動が見受けられたときは、繰り返し指導する。その指導の積み重ねが、正義感を育み、担任と生徒との信頼関係の構築につながると考える。

④「学校生活に関するアンケート」の定期的な実施（1・2・3学期 各1回）

アンケートの結果は事後指導に活かすことができる。アンケートを繰り返して行い、結果を踏まえて繰り返し面談をすることにより、いじめの予知と予防を学級経営に活かしたい。

⑤色々な立場からの講演会の実施

学年指導担当、臨床心理士、警察など色々な角度から、いじめが道徳的に社会的に許されないのかを定期的に繰り返し伝えることにより抑止する。

（学年集会：各学期、生徒指導講演会：サイバー犯罪対策課）

⑥各種表彰の実施

学業や部活動の表彰だけでなく、ULT百選、善行賞など、一人一人の活躍を称える場を増やすことにより、自分と違う他者を敬う心を育てたい。

⑦生徒会活動の推進

生徒自らの意思で「いじめ撲滅」に寄与できるよう導き、いじめを許さない校風を作りたい。

3. いじめの早期発見

いじめは大人の目の届かないところで起こったり、遊びやふざけあいの中で起こったり、ネット上で起こったりするため判断しにくいと認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑い、関わる必要がある。そのため情熱と誠意をもって生徒を見守り、信頼関係の構築に努め、いじめをされた生徒や発見した生徒が躊躇なく担任や生徒指導やスクールカウンセラーに相談できる体制を作らなければいけない。

① 「学校生活に関するアンケート」の定期的な実施（1・2・3学期 各1回）

- 1・3学期、生徒対象にアンケートを実施する。
- 2学期、保護者対象にアンケートを実施する。

② 周りに目立つことなく話せる機会を作る

二者面談（1学期2回/2学期1回/3学期1回）や放課後の教室での雑談など、自分やクラスのことを話せる機会を設ける。

③ 巡回と教員間のネットワーク

感度の良いアンテナを張り（些細なことや遊んでいるだけだと思うことでもいじめではないかと疑う）、授業の帰りや昼休みに自分のクラスを覗き様子を見たり、教えている生徒の気になった様子を担任や学年に連絡したりすることは、全教職員で全生徒を見守る基本体制である。

④ その他

- ・U 便箱の設置・活用や防犯カメラの利用

4. いじめへの対処

いじめが発覚してからの指導方法も、指導者によっても千差万別であるし、仮に同じ方法で対処したとしても同じ結末になるとは限らない。被害を受けた生徒すべてに当てはまるマニュアルなどなく、被害を受けた生徒・保護者の心情を敏感に捉えて、生徒の個性や特性に合った指導をすることが大切である。そこで発想を逆転し、その方法ではうまく解決出来なかった経験と外してはならない指導を挙げる。

やってはいけない指導

① 相談を受けたとき他の仕事を優先して、最優先にしない

ケースバイケースであるが、意を決して打ち明けにきた生徒へは、被害者の目線で親身に話を聞いてあげる必要がある。

② 教師がすぐに直接行動を起こす

いじめの内容にもよるが、被害者がどうしてももらいたい保護者がどう考えているかを確かめずに、加害者にやったかどうかを聞いてしまうことは、いじめがより陰湿化、エスカレートする可能性がある。

3

③ 教師の考えだけで、被害者の要望だけで、保護者の要望だけで行動を起こす

本人の苦痛を解消することが第一であるが、本人・保護者・学校が納得して解決法を見つける必要がある。

3

④「君にもいじめられる理由がある」という態度や対応を示す

生徒の性格、行動、価値観などは十人十色で、これが個性であり特性であるわけで、それらがいじめを受ける理由になってはならない。行動や発言等でアドバイスすべきことと、いじめとは切り離し、落ち着いたところで考えるべきである。

⑤いじめる側の生徒の良い部分に目がいてしまい、かばっていると思われる言動をする

加害者がクラスの中心的人物であったり、被害者が手のかかる生徒だったりする場合もある。先入観を捨てて、被害者に目を向け指導に当たらなければならない。

⑥学年指導担当、副校長、校長への報告・連絡・相談が滞る

担任としてやらなければならないこと、担任しかできないことがあるが、学校全体の問題と捉え共有し、解決に当たる必要がある。特に生徒の生命や健康に関する場合、直ちに報告し、迅速に行動する。

外せない指導

① いじめられた生徒の言い分をしっかりと聞く

肉体的・精神的苦痛を和らげてあげるために、時間をかけて話をよく聞いてあげることが大切である。特に精神的ダメージを解消する特効薬はない。いじめにあった生徒の気持ちになって接してあげたい。

② いじめられた生徒の意思を生かし、指導法を考える

いじめられた生徒が、どうしてももらいたいのかをしっかりと聞き取る必要がある。クラスや全体に注意をし、抑止してもらうことを望んでいたりと、必ずしも加害生徒を指導したりしてほしい場合だけでない。緊急性や犯罪行為以外は本人の意思を受け入れる。その際必ず、いじめられた生徒の保護者の同意を得る。

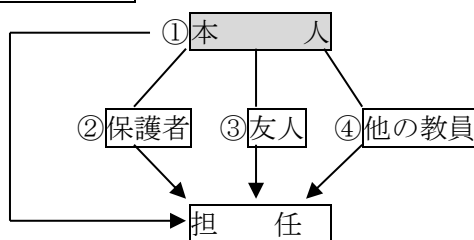
③ いじめを受けた生徒をこれ以上傷つけず、いじめをした生徒には十分に反省させるように工夫する

指導したことにより、いじめがより陰湿化したり、報復があったりしては絶対いけない。いじめを受けた生徒といじめをした生徒との定期的な面談を実施することや休み時間や授業を観察することも必要だが、担任がいじめは絶対に許さないという意思を学級経営で示し、正義感を育むことができるかが大事である。

④ 事後の助言を行う

〇〇だからいじめたといじめた生徒なりの言い訳をするが、いじめていい理由はない。しかし、〇〇が教師から見ても変えたほうが良いことであるなら、落ち着いたところでアドバイスしてあげるべきと考える。

いじめ発覚後ケースバイケース



①本人から訴えがあった場合は

- ・いつ頃、誰に、どこで何をされたか。
- ・保護者は知っているか。
- ・保護者や学年指導担当やスクールカウンセラーに話していいか。
※NOの場合も内容によっては、保護者や学年指導担当やスクールカウンセラーにも話すように説得することもある。
- ・どうしてほしいか。
※本人の意向を取り組む前に、保護者や関係教員の検討と了承が不可欠である。

②保護者から訴えがあった場合は

- ・いつ頃、誰に、どこで何をされたか。
- ・本人から話を聞くにあたり、留意点はあるか
- ・学年指導担当やスクールカウンセラーに話していいか。
※NOの場合も内容によっては、学年指導担当やスクールカウンセラーに話すように説得することもある。
- ・どうしてほしいか。
※本人の意向を取り組む前に、保護者や関係教員の検討と了承が不可欠である。

③友人から訴えがあった場合は

- ・教員に訴えていることを本人は知っているか。
- ・いつ頃、誰に、どこで何をされていたか。
- ・このことは誰が知っているか。
※訴えに行ったことやいじめの内容を広めることは事態を好転に導けないことを理解させ、口外しないように指導する。

④他教員から情報があった場合は

- ・当事者が何故、担任以外の教員（部活顧問等）に訴えたのか。
- ・本人の了解のもと、担任が合流することが望ましい。
- ・保護者や担任、学年指導担当、スクールカウンセラーに話していいか。
※NOの場合も内容によっては、保護者や生徒指導やスクールカウンセラーにも話すように説得することもある。

5. いじめ重大事態とは

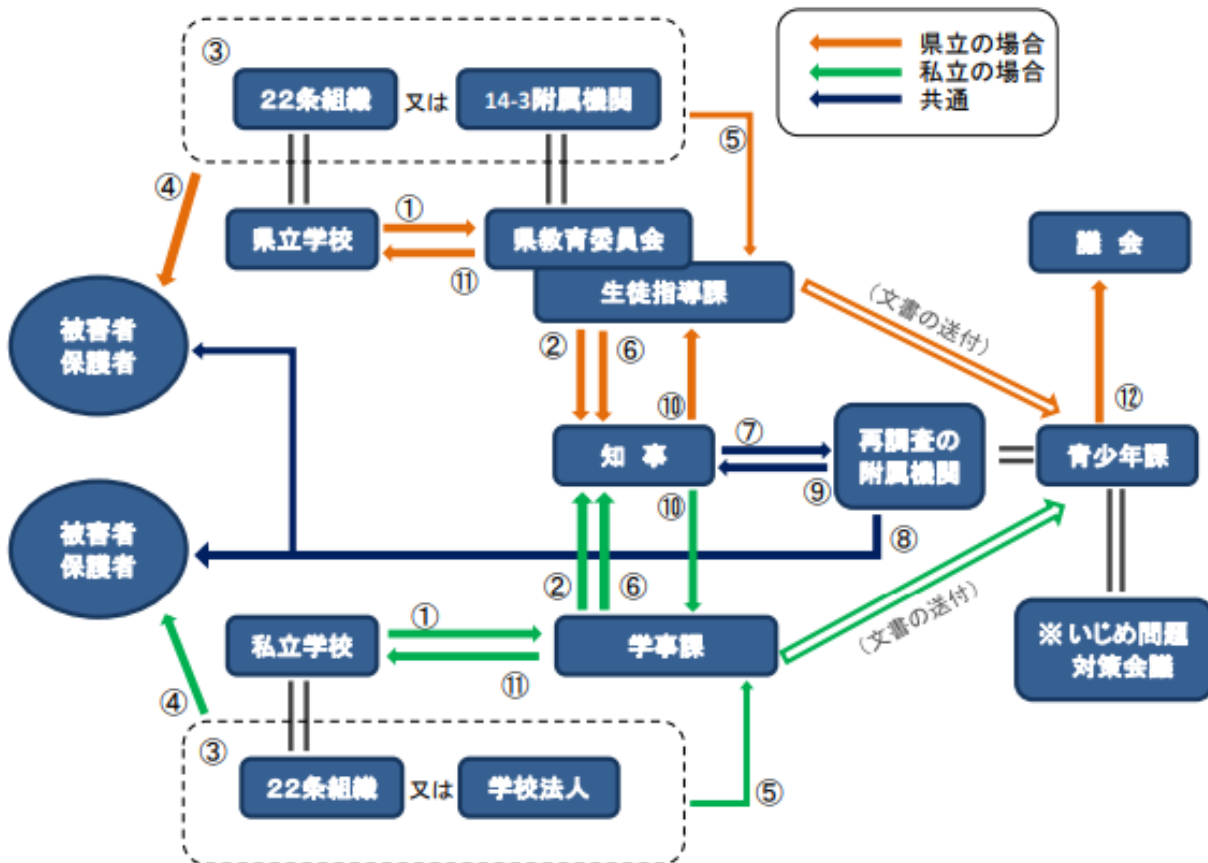
いじめ重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めることである。この場合、関係機関と連携し対処する。

なお、重大事態の状況に応じて校内のいじめ防止委員会や第三者委員会等適切な組織主体で調査を行う。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことがある。

いじめ重大事態の対応フロー(埼玉県)

資料 1-4



6. いじめ防止委員会

「いじめ」行為を防止するため、また、発生している「いじめ」行為を早期発見し早期対応するために、校務分掌に特別委員会として、「いじめ防止委員会」を設置する。